



生存権おびやかす後期高齢者医療制度 高齢者まもる 市の独自措置を

資格証の発行中止

保険料の減免

本会議(12月10日)
村上あつ子議員の一般質問

社会局長「市の国保と差異生じぬよう要請したい」と消極姿勢

広島市議会12月議会の一般質問に立った村上議員は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度について質問しました。

村上議員は、「月1万5千円しかない年金からも保険料が天引きされ、保険料を滞納すれば保険証が取り上げられてしまう。まさに高齢者の生存権をおびやかす制度だ」と厳しく指摘。広島市として広域連合に対し保険料減免制度の創設や資格証明書を発行しないことを要請するとともに、これらについて市の独自措置も検討すべきだと迫りました。

しかし社会局長は、減免制度や資格証明書の扱いは広域連合の基準で決められるとして、「本市の国民健康保険の取扱いと差異が生じないように要請したい」と述べるにとどまりました。

$$\text{保険料} = 40,467\text{円} + (\text{年収} - 153\text{万円}) \times 7.14\%$$

均等割額

+

所得割額

後期高齢者医療の一人当たり平均保険料
 広島県 80,934円/年 (6,744円/月)
 全国平均 74,400円/年 (6,200円/月)
 国民健康保険の平均保険料
 広島県 79,559円/年 (6,630円/月)

サラリーマン等の扶養の方には**軽減措置があります** (健康保険組合等加入者)

期 間	保 険 料 の 負 担
08年4月～9月	保険料の負担はなし
08年10月～09年3月	均等割額の1割を負担 (所得割額の負担はなし)
09年4月以降、制度加入時から2年を経過するまでの間	均等割額の5割を負担 (所得割額の負担はなし)
制度加入時から2年経過後	均等割額の全額を負担。所得割額は所得に応じて負担

※国民健康保険の加入者や健康保険組合等に加入し、既に自身で保険料を負担している人は、軽減措置の対象にはなりません。

低所得者への**軽減措置**

総所得金額が下記の金額以下の世帯(被保険者及び世帯主)	軽減割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)	5割
33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者の数	2割

※65歳以上の公的年金等に係る所得は、その所得から15万円を差し引いて判定します。

例：一人暮らしで年金収入203万円の場合
 203万円 - (公的年金等控除120万円 + 15万円)
 = 68万円

⇒ 2割軽減が適用されます。



中山踏切 過去5年で人身事故33件 局長答弁「立体化含めて対策検討する」



中山踏切（東区）は横断する交通量が市内で最も多く、また交差点と隣接する構造で信号機もないため慢性的渋滞を起こしています。

以前から地元住民が交通安全確保のために改善を強く求めていた経緯もあり、高速5号線の整備に合わせて立体交差化が行われる計画でしたが、高速道路事業費が圧縮されるなかで立体交差化は先送りされました。

村上議員は「改善を切望する地元の声に応えるには立体交差化しかない」と指摘し、過去5年間の人身事故件数と市の対応をたどりました。

道路交通局長は過去5年間に同踏切で人身事故が33件も発生していることを明らかにした上で、「交通安全上、何らかの対策が必要な箇所」として、今後、立体交差化も含めて対策を検討する考えを示しました。

くりが丘保育園・存廃問題 保育園廃止は過疎化を助長 若い世代増やす対策こそ必要



広島市は10月、安佐北区安佐町小河内にある市内唯一のへき地保育所※・くりが丘保育園を今年度末に廃園にする方針を突然打ち出しました。

現在、在園児は4人で、来年3月に1人卒園しますが、残り3人が残ったまま廃園することに地元が強く抵抗したため、市は廃園時期を一年延ばす考えです。市は廃園理由として、少人数では社会性を養いにくく、園児の数を上回る保育士・職員の設置は効率的でないことなどをあげています。また、3年前に国の助成対象基準である10人を割って助成がなくなったため、昨年度から市がその分を肩代わりしているという背景もあります。

しかし、同園の年間運営費約3千万円に対し、国から出ていた助成は約200万円ですので、国の助成がなくなったからといって市の負担が大幅に増えたわけではありません。また、同園があるからと、この地域にUターンした若い夫婦もいます。

この地域は人口の50%以上が65歳以上の高齢者で占められ、放置すれば集落そのものが消滅してしまう、いわゆる「限界集落」にあたります。

村上議員は「保育園を廃止して過疎化を助長するのではなく、むしろ若い世代を増やすための対策こそ進んでやるべきだ」と強調しました。

※へき地保育所・・・山間部や離島に市町村が設置する保育所で、3才以上児対象。

園児が10人以上いれば国の助成対象となる。